

◆「週休2日工事」現場閉所率対象期間の考え方（概要）

「週休2日工事」現場閉所率対象期間
※ただし、夏季休暇3日、年末年始6日は除く

工事着手日

夏季休暇3日

年末年始6日

工事完成日

[illegible]

◆現場閉所率算定方法	
（具体例の場合） 現場閉所率＝休日（現場閉所日）÷対象期間（実作業期間） ＝31÷105＝29.5≧28.5%（4週8休達成） ※「週休2日」現場閉所日対象期間から、夏季休暇3日、年末年始6日、を除いた実作業期間で現場閉所率を算定する。 休日（現場閉所日）＝37日－6日（年末年始休暇）＝31日 対象期間（実作業期間）＝111日－6日（年末年始休暇）＝105日	（用語の定義） 現 場 閉 所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 対 象 期 間：工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 ただし、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 工事着手日：実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業）を開始した日。 準 備 期 間：施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所等の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について着手するまでの期間をいう （ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）。 後片付け期間：施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間 工事完成日：後片付け完了日等の受発注者間で協議して決定した日